

平成20年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成20年6月2日(月曜日)

議事日程第1号

平成20年6月2日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 港湾交通対策について
- 日程第6 議案第124号から同第126号まで
- 日程第7 議案第127号から同第130号まで
- 日程第8 議案第131号から同第134号まで、議案第136号及び同第137号
- 日程第9 議案第138号、議案第139号及び同第141号
- 日程第10 議案第135号
- 日程第11 議案第140号
- 日程第12 請願第2号及び同第3号並びに陳情第6号から同第8号まで
- 日程第13 発議第6号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 港湾交通対策について
- 日程第6 議案第124号から同第126号まで
- 日程第7 議案第127号から同第130号まで
- 日程第8 議案第131号から同第134号まで、議案第136号及び同第137号
- 日程第9 議案第138号、議案第139号及び同第141号
- 日程第10 議案第135号
- 日程第11 議案第140号
- 日程第12 請願第2号及び同第3号並びに陳情第6号から同第8号まで
- 日程第13 発議第6号

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	7番	平野	久樹君
8番	田原	実君	9番	五十嵐	哲夫君
10番	五十嵐	健一郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田	長門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博子君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	勢子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	山田	悟君	23番	池亀	宇太郎君
24番	大矢	弘君	25番	松尾	徹郎君
26番	畑野	久一君	27番	野本	信行君
28番	関原	一郎君	29番	新保	峰孝君
30番	松田	昇君			

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田	徹君	副市長	栗林	雅博君
収入役	倉又	孝好君	総務企画部長	本間	政一君
市民生活部長	小林	清吾君	建設産業部長	渡辺	和夫君
総務課長	田村	邦夫君	総務企画部次長	織田	義夫君
能生事務所長	池亀	郁雄君	企画財政課長	七沢	正明君
市民課長	金平	美鈴君	青海事務所長	小掠	裕樹君
市民生活部次長	小林	忠君	福祉事務所長	田鹿	茂樹君
健康増進課長	早水	隆君	商工観光課長	山崎	利行君
農林水産課長	岡田	正雄君	建設産業部次長	細井	建治君
新幹線推進課長	吉岡	隆行君	建設課長	小松	敏彦君
消防長	山岸	洋一君	ガ久水道局長	渡辺	千一君
教育委員会教育次長			教育長		
教育総務課長			教育委員会学校教育課長		

教育委員会生涯学習課長
中央公民館長兼務
市民図書館長兼務
勤労青少年ホーム館長兼務

渡辺 辰夫 君

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務
長者ヶ原考古館長兼務

山崎 弘易 君

監査委員事務局長 結城 一也 君

事務局出席職員

局長 神喰 重信 君 副参事 猪又 功 君
主任主査 松木 靖 君

午前10時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより平成20年第2回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、11番、保坂良一議員、18番、伊井澤一郎議員を指名いたします。

日程第2．表彰状の伝達

議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、表彰状の伝達を行います。

議員10年以上勤続として山田 悟議員、池亀宇太郎議員が、20年以上勤続として関原一郎議員、新保峰孝議員が、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会から表彰されておりますので、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

事務局長（神喰重信君）

それでは、お名前を申し上げますので、ご登壇をお願いいたします。

22番、山田 悟議員。

〔22番 山田 悟君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

議長（五十嵐健一郎君）

表彰状 糸魚川市 山田 悟殿。

貴方は市議会議員として在職10年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第83回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成20年4月24日 北信越市議会議長会会長 富山市議会議長 五本幸正、代読。

〔拍手〕

議長（五十嵐健一郎君）

表彰状 糸魚川市 山田 悟殿。

貴方は市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第84回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成20年5月28日 全国市議会議長会会長 藤田 之、代読。

〔拍手〕

事務局長（神喰重信君）

続きまして、23番、池亀宇太郎議員、ご登壇願います。

〔23番 池亀宇太郎君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

議長（五十嵐健一郎君）

表彰状 糸魚川市 池亀宇太郎殿。

貴方は市議会議員として在職10年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第83回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成20年4月24日 北信越市議会議長会会長 富山市議会議長 五本幸正、代読。

〔拍手〕

議長（五十嵐健一郎君）

表彰状 糸魚川市 池亀宇太郎殿。

貴方は市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第84回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成20年5月28日 全国市議会議長会会長 藤田 之、代読。

〔拍手〕

事務局長（神喰重信君）

続きまして、28番、関原一郎議員、ご登壇願います。

〔28番 関原一郎君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

議長（五十嵐健一郎君）

表彰状 糸魚川市 関原一郎殿。

貴方は市議会議員として在職20年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第83回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成20年4月24日 北信越市議会議長会会長 富山市議会議長 五本幸正、代読。

〔拍手〕

議長（五十嵐健一郎君）

表彰状 糸魚川市 関原一郎殿。

貴方は市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第84回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成20年5月28日 全国市議会議長会会長 藤田 之、代読。

〔拍手〕

事務局長（神喰重信君）

続きまして、29番、新保峰孝議員、ご登壇願います。

〔29番 新保峰孝君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

議長（五十嵐健一郎君）

表彰状 糸魚川市 新保峰孝殿。

貴方は市議会議員として在職20年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第83回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成20年4月24日 北信越市議会議長会会長 富山市議会議長 五本幸正、代読。

〔拍手〕

議長（五十嵐健一郎君）

表彰状 糸魚川市 新保峰孝殿。

貴方は市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第84回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成20年5月28日 全国市議会議長会会長 藤田 之、代読。

〔拍手〕

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、表彰状の伝達を終わります。

日程第3．会期の決定

議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る5月26日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤委員長。〔 12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る5月26日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成20年第2回市議会定例会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについてが7件、条例の制定及び改正が5件、平成20年度補正予算が2件、その他4件の計18件であります。

このうち議案第124号から同第130号までの専決処分の承認を求めることについては、本日、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただきたいものであります。その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審議をいただくことで委員会の意見の一致をみております。

また、本定例会の会期についてであります。本日6月2日から6月18日までの17日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元配付の日程表をごらんください。

次に、請願、陳情の取り扱いについてであります。請願2件、陳情3件が受理されており、請願第2号、北陸新幹線開業に伴う並行在来線に対する支援に関する請願、請願第3号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願、及び陳情第6号、防災・生活関連整備の地域間格差をなくし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める要請については、建設産業常任委員会に、陳情第7号、後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める陳情、及び陳情第8号、へき地級地見直しに関する陳情については、文教民生常任委員会にそれぞれ付託の上、審査願うことで委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告につきましては、3常任委員会の各委員長より閉会中の所管事項調査について委員長報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とし、また、港湾交通対策特別委員長及び地域情報化調査推進特別委員長から、中間報告を行いたい旨の申し出があり、港湾交通対策特別委員長の中間報告を本日の日程事項とし、地域情報化調査推進特別委員長の中間報告を最終日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として、発議第6号、糸魚川市議会議員定数条例の制定についてを本日の日程事項として、即決にてご審議いただきたいことで委員会の意見の一致をみております。

次回、一般選挙における当市の議会議員の定数につきましては、昨年8月27日に初めて議会運営委員会の議題として以降、市外調査における調査を含め、これまで13回にわたり議会運営委員会で協議を行っております。

この間、昨年11月15日の全員協議会において議員全員のご意見を聞かせていただき、また、その後、各会派の代表1名、及びいわゆる一人会派の4名の議員の10名からなる議会定数検討小委員会を設置し、3回にわたる真摯なご論議をいただきました。

小委員会からの議員定数を26人、または24人とする両論併記の最終報告を受け、この2案について議会運営委員会において議論を重ねました。議会運営委員会におきましても26人、または

24人での議論が平行線をたどる中、当初、最終結論を出す期限としていた3月定例会最終日までには意見の一致に至らない状況となりました。

しかしながら、全会一致を旨とする議会運営委員会の本旨を貫くため重ねて努力をすることとし、最終的には、これまでの議論を基本とした五十嵐議長の調停案を、議会運営委員会委員全員が是認し、全会一致をもって今回の条例の発議に至ったものであります。

次に、夏季におけるいわゆるサマーエコスタイルの実施についてであります。このことにつきましては、既に文書で報告いたしました。特に不都合がなければ来年度以降も同様の内容で、引き続き実施することで意見の一致をみております。

最後に、本会議の能生CATVでの放映についてであります。これまで一般質問のみ放映いたしておりましたが、初日及び最終日などの本会議の放映について、糸魚川市有線テレビジョン放送施設の番組として放映可能な条件などを含め協議した結果、本定例会から本会議の翌日に、おおむね10分以上の休憩をカットするなどの内容での放映を実施することで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの17日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第4．所管事項調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、総務財政常任委員会、建設産業常任委員会、及び文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

おはようございます。

総務財政常任委員会は、閉会中の5月19日に、1、柵口温泉施設権現荘について、2、財政運営の基礎的調査、（道路特定財源関係）について、3、ジオパークについての3点について所管事項調査を行っていますので、その経過と結果についてご報告いたします。

1、柵口温泉施設権現荘について。

このことにつきましては、3月定例会で常任委員会に付託となりました議案第8号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定の審査において、料金値上げについては地元住民に対し説明不足であったことから、早々に説明を行い、地元理解を得ること。料金改定後の経営計画を示すこと。及び近隣の類似宿泊施設と協議して、民業圧迫とならないように整合を図ることという当委員会の集約事項に基づき審査を行ったものです。

審査の過程で委員より、地元説明会において、料金改定はもう少し前から話をすべきで、議会で通ったものを今説明されても困るとの地元意見があったと言うが、いろいろな意見が出て、それでも議会で通ったので、もう今さらだめであるという説明をしてきたのか。住民に対しどのように説明してきたかとの問いに対し、事前の説明が足りなかったということでおわびをしながら、議会で条例を認めてはもらったが、地元説明会の話し合いによる意見によっては、条例改正の見直しということも考えられることを伝えたとの答弁でした。

地元割引についての基本的な考えはとの質問には、経過措置として平成20年は現行どおり、21年は300円とし、22年は全体を再検討し、廃止する方向で再協議するとの答弁がありました。

また、地元割引は減免規定を適用すると言うが、これは議会に諮らなくても市長判断一つで改廃ができることになる。問題があるのではないかととの質問には、市長のそのとき、そのときの裁量権で動くということは考えてない。事前に地元と協議したり、議会と十分内容を詰めながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

温泉センターについては、上能生地域の集会施設として整備された経過があるが、現在も上能生地域の集会施設として利用されているとしたら、利用するときの料金は無料かとの問いには、現在も上能生地域の集会施設として無料で利用してもらっている。今後も集会施設として、大いに利用してもらいたいとのことでした。

経営計画についての報告書では、職員体制、職員意識を含め、民間経営でなければ無理であると結論づけているが、市は向こう3年間の経営状況により、その後の管理運営のあり方を再検討するとなっているが、これはどのようなことかとの問いに、権現荘は観光拠点施設ということで、経営能力がある民間経営がよいと思うが、今後3年間の経営状況により指定管理、民間譲渡を含め再検討するとのことでした。

3月定例会終了から現在までの間に経営計画を整理し、まとめたことについては評価したい。この経営計画を実現させていくには、企画、分析、営業業務を確実に履行していく必要がある。権現

荘担当者がこれらに手が回らない現実では、権現荘がそれを担当するのではなく、数字や情報の提供を得て、企画財政課が企画分析した方がよいのではないかとの意見がありました。

また別の委員より、料金改定の条例改正案を3月定例会に提出すると同時に、条例改正後の料金による予算案を提出すること自体がおかしい。遅くとも12月定例会で可決をみた上で、新年度予算案を提出すべきではないかとの意見がありました。

2、財政運営の基礎的調査（道路特定財源関係）について。

担当課長の説明に対し、委員より、1カ月間の暫定税率廃止による影響はないとの考えでよいかとの質問に対し、歳入では、地方譲与税関係、自動車取得税交付金関係で、平成20年度当初予算額3億8,000万円であったが、暫定税率廃止が1年間続いたとしたら1億7,600万円減額になるという数字である。4月30日に暫定税率が再議決になったことから1カ月分の影響は考えられるが、国は地方に迷惑をかけないと言明しているため、予算的には全額確保ができると考えている。

歳出では、暫定税率廃止による影響は、全体で5億2,200万円の補助事業のうち補助金2億2,400万円が影響を受け、事業ができなくなる可能性もあったが、内示状況を見ると、ほぼ予定の100%内示があり、1カ月の暫定税率廃止の影響はなかったとの答弁でした。

3、ジオパークについて。

担当より、資料に基づき説明を受けた後、質疑応答を行いました。

委員より、新聞記事によると、ことしは国内の世界ジオパーク候補地として3カ所選ばれる予定であると書かれていたが、詳しい情報を教えてほしいとの問いに対し、国内で世界ジオパークを目指している地域は15カ所あるが、日本最初の世界ジオパークへの認定申請は、国内から3カ所選ばれることになっている。そのため糸魚川市は、日本の3位以内に入らなければならないとの答弁でした。

糸魚川市がジオパークという言葉が最初に使ったということだが、世界ジオパークに日本が1つも登録されていない理由は、日本に組織がなかったからかとの問いに、ジオパークという言葉が最初に使ったのは糸魚川市である。ユネスコは糸魚川市よりも後から使っている。

ユネスコは、糸魚川市がジオパークという言葉が既に使っているということは知らなかったし、我々がユネスコが支援する世界ジオパークが発足したという情報も、一昨年得たというのが実情であるとの答弁がありました。

市民の間で最も知りたいのは、世界ジオパークに登録することの意義、整備規模、事業費規模である。これを示してほしいとの問いに、ジオパークは地質だけでなく、人間の歴史や人々の営み、生物などを総合的に扱うことで、ジオパークを通じたまちおこし、人づくりをすることが大きな特徴である。

事業費については、ジオパーク登録を申請した場合、現地訪問して審査することから、誘導標識や解説板整備、英語と日本語のリーフレットの作成等で、実施計画書上、3年間で9,000万円を予定しているとのことでした。

世界ジオパーク登録に手を挙げて、国内3カ所に選ばれなかった場合は、次年度ということになるのかとの質問に対し、そのようなことになったら非常に困るが、足りなかった部分は指摘してもらえるので、次年度以降、また再挑戦は可能であるとのことでした。

さらに委員より、別に日本で一番乗りしなくても、条件が適合すればいつでも採択される可能性があるというふうに解説されているところもあり、そういう認識でよいかとの問いに、糸魚川市が目指しているのは、日本最初の世界ジオパーク認定地ということである。2番目、3番目ではインパクトが少ない。目指すのであれば、1番ということであるという答弁に、この事業にかかる意気込みを感じました。

日本ジオパーク委員会が、5月28日に設立されると聞いた。日本ジオパークネットワークは、これから設立されるのか。また、世界ジオパークの登録への手順は、どのように行われるのかとの問いに、昨年末に、国内15地域で組織した日本ジオパーク連絡協議会が発足した。これが世界ジオパークに登録されたい団体である。5月28日に日本ジオパーク委員会ができる予定で、日本ジオパークネットワークの会員になるには、日本ジオパーク委員会に申請し、審査を受けて認められた団体が、日本ジオパークネットワークの会員となる。日本ジオパークネットワークができると、現在ある日本ジオパーク連絡協議会は、発展的解消をする。

また、日本ジオパークネットワークに登録されたときに、上位3団体が、さらに世界ジオパークネットワークに申請することになり、世界ジオパークに登録されるためには、まず、日本の中の上位3団体に入り、世界ジオパークネットワークに英文で申請することになるとの説明がありました。

そのほかにも活発な質疑は多くありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会、閉会中所管事項調査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

おはようございます。

当建設産業常任委員会では、閉会中の5月9日に、現地調査を含む委員会を行っておりますので、その経過と結果について報告いたします。

現地調査として、林道橋立上路線、押上海岸、中宿海岸、小泊海岸、梶屋敷水源地、ガス水道局

庁舎を実施しております。

その後、机上において、1、運輸行政について、2、観光振興について、3、新エネルギービジョンの推進について、4、道路行政について、5、所管施設の災害復旧計画について、6、下水道事業についての6点を協議題として調査しております。

1点目の「運輸行政について」では、バス運行計画の変更を、現在10月1日のダイヤ改正に合わせ運行路線や新路線の設定を計画し、調整を行っている。

今回の計画では、利用者の減少と補助金の増加を食いとめ、住民の移動手段の確保と、より使いやすいバス交通のため路線バスの利用促進で、主に3点を変更するものである。

糸魚川総合病院患者送迎バスと路線バスの統合。

市街ループ線の新設。

利用状況に応じた運行。

なお、コミュニティバスについては今までどおり、10月1日以降も変更なく運行する予定で考えているとのことでありませう。

住民への周知については、5月末以降、各審議会でも説明を行い、修正可能なものは修正しながら申請したいとの説明を受けました。

質疑応答において委員より、糸病の通院者に限り低料金でということだが、一般と通院者の区別をカードなどでわかるようにするのかに対して、糸魚川総合病院とは通院であると判断できるものをつくって通院者にお渡ししようと考えているが、今後調整していきたいとの答弁がありました。

減便の関係について、例えば早川線では上下4便で片道2便が削減されるが、そういう配慮は糸魚川バスと行政で話をされているかに対して、糸魚川バスではダイヤによる乗車人員数を把握していないが、昼間の一番利用の少ない時間帯を減便する中で、地元の皆さんの声があれば変える考え方であり、適宜、不都合なところがあって軽微に直せるものは、運行しながらでも直していきたいということで、糸魚川バスと調整していると答弁がありました。

各谷から乗って、市街ループ線に入る場合、現状の料金と比較してどうかとの質問に対して、細かい料金はまだ出ていないが、基本的には、若干運賃が下がるという考え方で進めているとの答弁がありました。

2点目の「観光振興について」では、市内スキー場の入り込み客の状況について、4月30日現在で、シャルマン火打スキー場では、12月15日にオープンし5月6日まで営業していた。12月の入り込み客2,680人で、前年対比126.4%と出足は好調だったが、以後3月までの間、前年を下回る状況であり、4月については前年対比1.9%の増ということで、全体では2万3,550人で前年対比20.8%の減少であった。

シーサイドバレースキー場については、12月31日にオープンし3月31日に営業を終了している。12月はほとんど雪がなくて31日にやっとオープンできたという状況で、前年対比48.1%ということで12月はすごく落ちた。1月、2月、3月については、前年対比100%を超え、3月については267.9%と大幅な伸びを示した。これも成績がよかったように見えるが、現実には昨年雪がほとんどなく、3月はほとんど営業ができなかったことから前年対比で伸びている。全体でも3万1,110人で32.9%の増であったとの説明を受けております。

次に、平成19年度の定期観光バスの冬コースについて、コース名は親不知冬浪漫「日本海荒波

と親不知めぐり」という題目で、運行期間は1月19日から3月9日の土曜、日曜、祝日の17日間の運行であった。

乗車実績は17日間で175人で、平均乗車は10.3人であり、170人を目標設定値にしていたので若干上回ったとの説明を受けております。

3点目の「新エネルギービジョンの推進について」では、新エネルギーシステム設置の実績について、平成17年から平成19年までにトータル23件、補助額744万2,000円の補助を行っており、今回、太陽光発電による実績と効果について、3件のモニター資料により説明を受けております。

4点目の「道路行政について」では、中央大通り線の整備促進について、計画全延長が4,050メートルのうち、19年度までに市道上刈白馬通線から糸魚川病院東側の市道正山線までの間3,086メートルが供用されている。

未供用については、県代行の西中糸魚川線の662メートルと、未着手の第3期区間である市道上刈白馬通線から国道148号線まで302メートルが残っているという状況である。第3期区間について、市としても県の新規事業評価委員会で採択されるよう周辺の整備、並びに期成同盟会の設立ということで取り組みをしているところである。

新規事業評価委員会が5月から6月にかけて開催される中で、積極的な取り組みをしているというふうに理解願いたいし、県道西中糸魚川線についても遺跡調査が残っているが、引き続き県に対して支援していきたいという立場で対応していきたいとの説明がありました。

質疑応答において委員より、第3期区間の21年度事業採択に向けての新規事業評価委員会があると聞いているが、もう一度確認したいとの質問に対して、県の新規事業評価委員会は年2回あり、例年であれば5月下旬、10月下旬と聞いている。21年度採択に向けては、これは非常に大きな事業なので、県の新規事業評価委員会にかけるといふのは別に県の都市整備課街路係では、21年度の概算要求には上げるという話をいただいているとの答弁がありました。

委員より、今まで残念な結果があっただけに、不退転の決意で取り組んでいただきたいとの強い要望、意見が出ておりました。

西中糸魚川線について委員より、用地買収は100%手続が終わったという解釈でいいかに対して、大部分の用地買収は決着したが3名の方がまだ交渉の中で、埋蔵文化財調査はそこを除いたところで発注したということであるとの答弁がありました。

委員より、地元県議、あるいは県と連携強化して、策を早急に講じないといけないと思うがどうかに対して、県と市の連携のことでは、常に問題があるごとに県に行ったり、県から情報提供をしてもらったりして、お互いに状況の把握に努めているところであり、いま一度努力させていただくとの答弁がありました。

5点目の「所管施設の災害復旧計画について」では、林道橋立上路線、押上海岸、中宿海岸、小泊海岸の災害現地で資料により説明を受け、梶屋敷水源地及びガス水道庁舎の施設を、資料により説明を受けております。

6点目の「下水道事業について」では、大野地区の排水計画については、昨年12月13日、本年3月12日の所管事項調査において報告されているが、1月29日に発注を行った大野地区排水路整備基本計画の策定も、この3月25日に完成をみたところから、この概要版の中から抜粋をし

た資料に基づき説明がありました。

委員より、今現在、中央水路に排水している世帯はどれぐらいで、BODがどれぐらいになっているのか。恐らく用水量がふえているので、そんなに影響がないと思うがどうかに対して、生活用水として中央用水関連では279戸が放流されている。BODについては最近のデータはないが、浄化センターが自前でBOD検査ができるので、浄化センターの業務の中で定期的にやるべく、浄化センターと受託管理会社と協議中であるとのことでありました。

その他若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

去る4月25日に文教民生常任委員会を開催し、健康増進施策の充実については、特定健診・特定保健指導についてと、教育委員会関係施設整備については、姫川流域コミュニティスポーツセンターの現状についての2点につき所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

担当課より、特定健診・特定保健指導についての説明として、

1. 特定健診・特定保健指導に絡む交通弱者対策については、能生地域、青海地域及び糸魚川地域で、公共交通機関が利用しにくい地域を中心に、市有のマイクロバスを活用し、交通の利便性の確保とともに受診率の向上に努める。

青海地域では6日間で計17便、能生地域では8日間で16便、糸魚川地域では3日間で6便を計画運行。この後、受診希望等のアンケート調査を行い、具体的な配車計画を行う。

2. 社会保険被扶養者の特定健診・特定保健指導については、医療保険者に対し県保険者協会を通じ、特定健診の市町村の実施情報等を提供し、国保の未受診者を含め11月中・下旬に、青

海、能生及び糸魚川保健センターを会場に、土曜日を含めた4日間の集団健診の場を提供。なお、保健指導については健康増進法に基づき実施する。

3. 市民周知については、従前より広報にて実施していたが、今後も5月、6月と周知の徹底を行うとの説明を受けております。

質疑応答において委員より、施設健診未受診の人への案内についての問いには、施設健診については10月末に終了するので、その中で受診できなかった人について案内を予定との答弁。また、そのことに対し、10月末で終了ということをわかりやすく、しっかり周知すべきとの意見がありました。

特定健診意向調査の内容開示についての要望に対しては、内部で検討中であり、具体的に最終決定がなされたら、委員会委員に配付するとの答弁がありました。

その他、多くの質疑が交わされましたが、特段報告する事項はありません。

2点目の姫川流域コミュニティスポーツセンターの現状については、担当課よりの説明として、

1. 平成11年当時に大野区より陳情がなされて、整備に向けた検討がなされたことから、県や地元協議、及び遺跡発掘調査等、現在に至るまでの主な経過。
2. 用地取得の状況。
3. 今後の取り組みとして、3月の予算審査の中で市長答弁による新たな建設候補地（旧あるべん村敷地）と、当初計画予定地の2案について検討を進めているとの説明を受けております。

質疑において委員より、旧あるべん村にコミュニティスポーツセンターが建設候補地になった経緯の説明を求めたことに対し、副市長より、このコミュニティスポーツセンターの整備計画を進める後半の段階になって、あるべん村の施設について譲渡の話が持ち上がった。その段階で、このようにまとまった土地を確保するのは、今後大変なことであるとのことになったが、そこに時間的なずれがあったということが現実であった。

まだ具体的な価格提示はないが、1万1,000平方メートルを超えるものについて市長の考え方としては、いろいろな施設が分散しているものを集約できないだろうか。あるいは将来整備をしなければならない施設を、前倒しで整備することができないだろうかという考え方のもとに、庁内のいろいろな検討を進めているところである。

検討項目としては、

1. 平成11年から進めていた事業が建てるばかりになってきたが、将来のことを見越したときに、今集約化したものをやっておいた方が、経費的にも大きく節減できるのではないかとという考え方の中で、現在、どのようなものかということ。
2. あるべん村の所有者との話もこれから進めていかなければいけないが、金額的な折り合いがつかなければ断念しなければならないこともある。
3. 農地を提供してもらった方の意向というものも十分くんで、地権者の方の合意も得なければならない。
4. 市内全体の観点ということで、市内全体の利用状況というか、意向というものも確認をしておかなければならないし、その意向調査もしっかり把握していかなければならない。
5. この事業により集約化したことで、事業費についての試算も必要であるし、管理運営に係る経費の試算もしなければならない。

6. 国道に面しているという立地条件があるので、利便性については検討の余地はないだろうか
と感している。この問題を進める上では幾つかのハードルがあるが、将来を見越して計画の前
倒しも含めてやっではどうかということで、庁内的に現在調整をしているところであるとの説
明がありました。

その他、数多くの質疑応答がありました。庁内検討中にて決定事項ではなく、皆さんに報告事
項はありませんが、委員より、

1. 今のコミュニティスポーツセンターは、従来どおりのところでやった方がよい。
2. 地権者は、コミュニティスポーツセンターの建設ということで土地を売ったと思うので、も
し変更になった場合には地権者へ十分な説明と、大野地区の理解を取ってほしい。
3. 地元で何が一番心配されているかということ、計画がこれだけ長引いてきていつできるのか、
形になって見えるのかということをお心配している。あるペン村を活用するにしても、取得した
土地に建設するにせよ、早急なる最終的な方針決定を望む。

との意見要望がなされて、委員会を終了いたしております。

以上で、文教民生常任委員会所管事項調査報告を終了いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5. 港湾交通対策について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、港湾交通対策についてを議題といたします。

港湾交通対策特別委員会に付託中の本件について、同委員会から中間報告を行いたい旨の申し出
がありますので、これを許します。

畑野久一 港湾交通対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

畑野委員長。〔26番 畑野久一君登壇〕

26番（畑野久一君）

港湾交通対策特別委員会の中間報告を行います。

平成19年12月3日、12月定例会市議会初日における中間報告以来、約半年間経過していることと、その後、明らかになった20年度事業費を中心に、この機会に特別委員会の中間報告を行います。

まず、特別委員会の開催は、机上、現地調査をあわせ2月7日及び4月30日の2回開催しております。なお、2月7日の委員会終了後、会場をヒスイ王国館に移し、委員会協議会として糸魚川地域振興局の白石地域整備部長ほか関係課長並びに小川県会議員と、付議事件を中心に意見交換を行っております。

情報収集活動として、1月11日及び4月14日、国土交通省高田河川国道事務所の今野所長、1月18日、鉄道運輸機構富山の山崎第二建設局長、1月31日、大町市区選出の諏訪長野県議員、及び長野県大町建設事務所の三井所長をそれぞれ訪ね、貴重な情報を得て特別委員会に報告しています。

次に、付議事件ごとの主な動きについて、ご報告申し上げます。

1、姫川港関係について

- (1) 平成30年代前半における年間貨物取扱量680万トンに向けての港湾計画改訂の答申は、3月27日、新潟県の地方港湾審議会において承認されました。
- (2) 平成20年度の姫川港港湾改修事業費は、19年度繰越額3億円を含め約21億円と大幅増を確保いたしました。
- (3) 寺島地区緩衝緑地事業費は、19年度繰越額8,300万円を含め約3億8,600万円と大幅に伸び、用地取得、物件補償が進む見込みであります。
- (4) 1月から4月の貨物取扱量は157万トンと、対前年比指数98.2%の高水準を保っています。

2、北陸新幹線関係について

- (1) 平成20年度北陸新幹線長野・金沢間の事業費は、対前年比7.6%増の906億円となり、事業費ベースの進捗率は51.1%となりました。
- (2) 3月31日現在の市内用地取得状況は、地権者数で95.6%、面積で97.6%、物件補償件数で98.1%の進捗率となっています。
- (3) 工事発注状況として、2月19日、糸魚川駅高架橋1,359メートルが、熊谷・名工・田辺JV、3月5日、横町寺島高架橋1,399メートルが、前田・東洋・後藤JVへ発注済みであります。

さらに3月10日、新鉄から横町の新田跨線橋221メートル、田海地内山添神社東側布川跨線橋243メートルが、いずれもJR西日本へ施工委託となり、これで市内全域が発注済みとなり、本体工事が急ピッチで進むものと思います。

- (4) 糸魚川駅南線は5月1日より暫定供用となり、車道の東側半分は工用道路として使用しつつ、20年度は両側の歩道、自転車道の工事を予定しています。
- (5) パーク&ライド駐車場整備計画として概略設計を行い、南口駅前広場の西側に自走式立体駐車場250台、東側に自転車駐輪場251台の案について意見交換を行っております。

3、東バイパス関係について。

- (1) 平成20年度東バイパス事業費は26億7,100万円となり、公共事業費の厳しい中で、平成21年度末に大和川までの暫定供用に向けた予算確保がなされたものと思っております。
- (2) 2月28日に田伏トンネル189メートルが工期約1年のもと、戸田建設へ発注となり、大和川までの全線で本格工事が行われることとなりました。
- (3) 20年度東バイパス関係の埋蔵文化財発掘調査は、山岸遺跡1,020平米、六反田南遺跡3,736平米が行われています。
- (4) 国土交通省による田伏地区における一部未買収用地について、3月17日、大和川地区公民館において、土地収用法第15条の14に基づく説明会が開催されております。

4、松系道路関係について。

- (1) 平成19年度はトンネル計画部坑口ボーリング調査などの地質調査と、猛禽類などの環境基礎調査を行ってきました。
- (2) 平成20年度調査予定として、国などとのルート協議、平成17年道路交通センサスベースにおける交通量推計、費用便益調査及び環境基礎調査などに3,600万円の事業費を見込んでいます。
- (3) 長野県側の小谷村雨中地区のトンネルボーリング調査の結果は極めて厳しく、その上、起点である波田、豊科などの調整問題があり、ルートなどの公表は今年夏ごろに延びるなど、松系道路関係の状況は大きな前進はなく、この打開を探るため来る6月12日、長野、新潟の県議、行政関係者、さらには関係市村の行政議会関係者が一堂に会し、協議することになっています。

5、並行在来線及び大系線関係について。

- (1) 3月28日に、北陸本線等利用促進協議会は、JR西日本の金沢支社に対し防災対策、「はくたか1号」の糸魚川駅停車、列車本数の確保などを要望しています。
- (2) 県の並行在来線対策協議会は、20年度事業として経営計画基本調査、将来需要調査、及び並行在来線経営確保などにおける要望活動を予定しております。
- (3) 大系線全線開通50周年記念事業を通年展開し、利用者が横ばい状況となり、JR関係者の一定の評価を受けております。

以上で、港湾交通対策特別委員会の中間報告を終わりますが、引き続き付議事件の前進に取り組むことを申し合わせております。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第124号から同第126号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第124号から同第126号までを一括議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、当面する問題について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成20年第2回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例の制定、改正をはじめ専決処分、補正予算など、18件の議案のご審議をお願いしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、この機会に当面いたしております主要事項6点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、市非常勤職員の不祥事についてご報告申し上げます。

去る5月8日、総合福祉センター内におきまして、市非常勤職員が同センター脱衣場において入浴客の財布から現金を抜き取り、逮捕されました。同職員は当日非番であり、同センターに入浴に来ていたの行為であります。

このような不祥事が起きたことは市民の信頼を損ねる行為であり、市の責任も大きいと感じております。被害に遭われた方と市民の皆様、心から深くおわびを申し上げます。

今後は服務規程の徹底を図るとともに、二度とこのようなことが起きないように、臨時職員を含め全職員のモラルの向上に努めてまいります。なお同職員は、5月12日付をもって解雇といたしております。

2点目に、大野埋立地最終処分場等の火災の経過についてご報告申し上げます。

去る5月22日、埋立ごみ収集中、西海地区からの成沢稲坂地内において収集車から出火がありました。また、5月23日に大野地内の埋立地最終処分場で火災が発生いたしました。

いずれもスプレー缶やカセットボンベなどが混入し、使い捨てライター等の発火性のごみが、正しく処理されていないまま出されたことが発火の原因と考えられます。

市民の方々には分別方法に沿ってごみを出すよう啓発していくとともに、市といたしましては埋立ごみの適切な収集と管理を、再検討していかなければならないと考えております。

3点目に、世界ジオパーク認定に向けての取り組み状況についてをご報告申し上げます。

今年度から企画財政課にジオパーク推進室を設置し、世界ジオパークを目指した特別展の開催や、ジオパークガイドの養成に着手いたしております。市民主体で活動を目的にジオパーク推進市民の会も設立されました。また、国内の動きといたしまして、世界ジオパークへの国内の選定機関である日本ジオパーク委員会が設立され、京都大学総長でもある尾池和夫氏が委員長につかれています。世界ジオパーク認定への門戸が開かれたものと歓迎するとともに、認定に向け全力を尽くしてまいります。

さらに6月22日からドイツで開催されるユネスコ国際ジオパーク会議に私も参加し、日本ジオパーク連絡協議会長といたしまして、当市の地質遺産をはじめ日本国内の世界ジオパーク候補地の価値について、訴えてまいりたいと考えております。

議員の皆様にはジオパーク構想をお配りしてございますが、今後、具体的行動に移してまいります。この際、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

4点目に情報基盤整備についてご報告申し上げます。

情報基盤整備につきましては、過去に上越ケーブルビジョン株式会社とNTT東日本株式会社から提案をいただいておりますが、どちらかに決定することが難しい状況でありました。

本年3月、上越ケーブルビジョン株式会社から民設民営方式の新提案をいただき、4月22日の地域情報化調査推進特別委員会において新提案の説明をいただき、委員からは賛同のご意見をいただいております。

新提案につきましては、市にとりまして大変有利な提案と思いますが、内容につきまして幾つかの課題もあり、十分精査をし、多くの市民の方々から加入していただけるよう、実施に向けて検討をしてまいりたいと考えております。

5点目に、今年度の公共事業関係予算の内示状況について、ご報告申し上げます。

お手元にご配付いたしました行政報告参考資料をごらんください。

まず、市営事業につきましては、23件で概算28億5,000万円の内示であり、心配いたしました道路特定財源の暫定税率の一時廃止の影響はありませんでした。県営事業につきましては、33件で概算70億2,000万円。国の直轄事業は、8件で概算57億円。その他、土地改良区と森林組合は、5件で概算9,000万円。新幹線整備は、長野・金沢間で906億円の内示となっております。

なお、詳細につきましては資料のとおりであります。補助事業の採択状況により事業費が変更となる場合もありますので、ご承知、お願い申し上げます。

最後に、北陸新幹線工事についてご報告申し上げます。

北陸新幹線とJR北陸本線、大糸線が立体交差をする跨線橋架設工事について、鉄道運輸機構が

らＪＲ西日本への施工委託協定が去る３月１０日に締結されました。

工事場所は２カ所で、１つは糸魚川地域の新鉄地内から横町地内にかけての箇所、ＪＲ大糸線と北陸本線をまたぐ２２１メートルの工事区間で、橋脚４基、ＰＣ桁２連、高架橋２連等でありま
す。もう１つは、青海地域の田海地内で、山添社付近のＪＲ北陸線をまたぐ２４３メートルの工事
区間で、橋脚４基、鋼製橋脚３基、連続合成桁１連、合成桁１連等であります。

工事期間は、協定締結から平成２３年度の半ばまでの３年半と説明を受けております。

今回の委託協定の締結により、市内全域について新幹線工事が発注されたことになりましたが、
今後とも円滑な新幹線工事の促進に努めてまいります。

以上、当面する主要事項につきましてご報告を申し上げますが、議員並びに議会の皆様から特
段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、招集のごあいさつとさせていただきます。

引き続き、提案いたしております議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第１２４号から議案第１２６号までは、平成１９年度の一般会計補正予算並びに特別会計補
正予算の専決処分の報告であります。

予算の整理をいたしたものでございまして、議案第１２４号の一般会計の補正予算では、歳入歳
出それぞれ３億３，２０２万円を追加し、総額を２８０億２，１９５万円といたしております。

議案第１２５号の介護保険事業特別会計の補正予算では、歳入歳出それぞれ２，３１７万円を追
加し、総額を４４億１，１５９万円といたしております。

議案第１２６号の簡易水道事業特別会計の補正予算では、歳入歳出それぞれ４００万円を追加し、
総額を５億９，６８４万円といたしております。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明をいたしますので、よろしくお願ひ申し
上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

それでは議案第１２４号、平成１９年度一般会計補正予算（第９号）の専決処分についてご説明
申し上げます。

今回の補正は例年のとおり、年度末の３月３１日付で整理補正等を一応したものであります。

事業費の確定に伴い歳出予算の増額が必要なもの、もしくは国・県補助金や起債、基金等に変更
が生じ財源の整理が必要なもの。また、各特別会計への繰出金の増減等に限定して編成したもので
あります。

それでは、歳入歳出とも事項別明細書により主要な事項について説明を申し上げます。

予算書の１４ページ、１５ページをごらん願います。１４ページ、１５ページ、歳出でございま
す。

２款、総務費の１項３目の財産管理費になります。２６番の基金積立金で３億円でございます。
平成１９年度の特別交付税が当初予算額より約４億６，０００万円多く交付をされましたので、財
政調整基金に１億円、減債基金に１億円、退職手当基金に１億円、それぞれ積み立てをしたいとい

うものであります。

下段の方へまいりまして8款、土木費、2項2目の道路除排雪費です。1番の道路除排雪事業で2,744万4,000円の増額補正でございます。今冬の除雪経費の確定によりまして不足額が生じたので、補正増したいというものでございます。

めくってもらいまして16ページ、17ページ、中段の9款、消防費、1項2目の消防団費になります。1番の消防団総務諸費ですけれども33万円でございます。これは3月27日、上早川地域で発生しました火災の出動に対する消防団の費用弁償であります。

歳出は、以上であります。

歳入の方、12ページ、13ページをごらん願います。

歳入の10款、地方交付税につきましては、先ほど歳出で申し上げたとおり特別交付税の増額補正分であります。

14款の国庫支出金につきましては、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金ですけれども、後期高齢者医療制度の電算システム改修費に対する国の補助金であります。

18款の繰入金、北陸新幹線基金繰入金ですけれども、糸魚川駅南線整備事業について起債を充当したことによる減額の補正であります。

21款、市債につきましては、起債の最終調整によるものでして、道路新設改良事業債につきましては、楨能生線ほかのものでございます。都市計画街路整備事業債につきましては、糸魚川駅南線での充当分であり、合併特例債につきましては、地域医療対策分であります。

歳入につきましては、以上であります。そのほかに6ページの第2表で繰越明許費を、8ページの第3表で地方債を、一応それぞれ補正をしておりますので、よろしく願いたいと思います。

一般会計につきましては、以上であります。

次に、議案第125号、平成19年度介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分についてご説明申し上げます。

予算書の12ページ、13ページをごらん願いたいと思います。

本特別会計は、介護保険事業でのサービス給付に係る支出が主要なものですけれども、2款、保険給付費におきまして、1項1目、居宅介護サービス等給付費、2目施設介護サービス等給付費、2項1目の介護予防サービス等給付費につきまして、いずれもサービス給付実績が見込額を上回ったことから、増額補正を行ったというものであります。

歳入につきましては、10ページ、11ページをごらん願います。

歳入につきましては、特定財源としまして介護給付費準備基金と財政安定化基金貸付金を充当しました。

また、6ページの第2表で地方債を補正しておりますので、よろしく願いたいと思います。

介護保険特別会計につきましては、以上であります。

次に、議案第126号、平成19年度簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分についてご説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによりますと糸魚川区域分で剰余金が見込めますので、その一部を簡易水道事業基金に積み立てたいというものであります。

10ページ、11ページの歳入では、留保しておりました糸魚川区域分の前年度繰越金400万

円を一応予算に計上し、12ページ、13ページの歳出において、基金に積み立てたいというものであります。

各会計の説明につきましては、以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第124号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第125号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第126号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 7 . 議案第 1 2 7 号から同第 1 3 0 号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 7、議案第 1 2 7 号から同第 1 3 0 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 1 2 7 号は、市税条例の一部改正の専決処分の報告、議案第 1 2 8 号は、都市計画税条例の一部改正の専決処分の報告、議案第 1 2 9 号は、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告、議案第 1 3 0 号は、合併に伴う国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部改正の専決処分の報告であります。

いずれも平成 2 0 年度税制改正に伴う地方税法の一部改正等によるものであります。

議案第 1 2 7 号の市税条例の一部改正の主な改正点は、寄附金税制の拡充や住民税の公的年金受給者からの特別徴収制度が導入されたこと等によるものであります。

議案第 1 2 8 号の都市計画税条例の一部改正の主な改正点は、地方税法の一部を改正されたことによる特例の廃止等であります。

議案第 1 2 9 号の国民健康保険税条例の一部改正及び同第 1 3 0 号の合併に伴う糸魚川市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部改正の主な改正点は、後期高齢者医療制度の創設に伴う緩和措置の規定が追加されたものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長の説明がありますので、よろしくお願いを申し上げ、以上であります。ご承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

金平市民課長。〔市民課長 金平美鈴君登壇〕

市民課長（金平美鈴君）

議案第 1 2 7 号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例、議案第 1 2 8 号、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例、議案第 1 2 9 号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第 1 3 0 号、合併に伴う糸魚川市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

これらの専決処分につきましては、地方税法等関係する一連の法律改正に伴うものでございます。まず、市税条例の一部改正から、主なものについてご説明申し上げます。

今回の主な改正点は、市民税におきましては 4 点ございます。

まず 1 点目は、寄附金税制の拡充でございます。2 点目は、上場株式等の配当、譲渡益の軽減税率の廃止及び損益通算の範囲の拡大でございます。第 3 点目は、公益法人の見直しに伴う規定の整

備でございます。4点目は、公的年金受給者からの特別徴収制度の導入でございます。

また、固定資産税におきましては、制度面での大きな改正はありません。地球温暖化をはじめとする環境問題への対応といたしまして、省エネ住宅促進に係る特例減額措置の創設と、その他の非課税措置の見直しや延長が主な改正点でございます。

3ページをお願いいたします。

第10条につきましては、延滞金の規定でございますが、公的年金受給者からの特別徴収制度の創設に伴う規定の整備でございます。

第12条第1項及び第19条第2項につきましては、公益法人制度の見直しに伴う納税義務者や、適用税率が明確化されたものなどによる規定整備でございます。

5ページの表の下から3行目、第21条の2につきましては、寄附金の控除方式が、今まで所得控除でありましたが、今回、税額控除に変更されたことによる整備でございます。

中ほどよりやや下から次ページにまたがりませんが、新しく追加する第21条の6につきましては、寄附金税額控除の規定を新しく加えるものでございます。いわゆる、ふるさと納税に係る控除の規定整備でございます。

所得割の納税義務者が地方公共団体等に寄附された場合、5,000円を超えた金額を一定の限度まで、住民税と所得税と合わせて全額控除されることになりました。市税部分についての控除額の計算の規定を整備するものでございます。

第1項は、所得割について納税義務者の総所得金額の100分の30を上限といたしまして、前年中に5,000円を超える寄附金をした場合、その超える金額の市民税の所得割の税率100分の6相当額を税額から控除するものでございます。

6ページ、7行目をお願いいたします。

第2項は、特例控除額で、県や市町村に寄附金を支出した場合、第1項の控除額に加えまして、所得割の額の100分の10に相当する金額を上限といたしまして、5,000円を超える金額に納税義務者の条件に応じて、6ページの表の各号に示されている割合で控除するものでございます。

8ページの9行目、第35条の2につきましては、新たに平成21年度分から実施される公的年金等に係る所得の特別徴収についての規定でございます。

特別徴収しないものとして、第1号で、住所要件、第2号で、年金給付の年額が18万円以下の者等が規定されております。

11ページ中ほどから12ページの第36条から第38条第1項まで、第40条第1項、第5項から第7項、第42条及び第117条第4項につきましては、公益法人制度の見直し等の文言の整理や条ずれ等による改正でございます。

13ページ中ほどの附則第7条の3の第3項につきましては、税源移譲により所得税において住宅借入金控除が引き切れなかった場合、市民税における住宅借入金控除の申告書を提出するものとされております。これにつきまして、やむを得ない理由があると認めるときは、期限後においても税額控除を適用できることとする規定でございます。

14ページの下から2行目、附則第10条の2第1項から第5項につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の延長と、法附則の条ずれに伴う改正でございます。

15ページの9行目、第6項につきましては、新たに住宅の熱損失防止改修住宅、いわゆる省工

ネ改修に係る固定資産税の減額措置の創設でございます。

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の改修工事が行われた家屋に係る固定資産税について、税額から3分の1を減額する規定でございます。

15ページ、一番下から16ページにかかりますが、附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得について、申告分離選択課税の創設に伴う規定の整備でございます。

17ページの附則第16条の4第3項から21ページの附則第19条の5につきましては、上場株式等金融証券税制の特例の規定の見直しによる改正や、条ずれ及び寄附金税額控除の創設によるものなどの規定整備でございます。

22ページの下から6行目、第20条につきましては、公益法人制度の見直しに伴う経過措置の規定等を追加するものでございます。

23ページ、附則の第1条は施行期日でございます。

24ページ、第2条につきましては、個人の市民税に対する経過措置、29ページの第3条は、法人市民税に対する経過措置、31ページの第4条は、固定資産税の経過措置でございます。

続きまして、議案第128号、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1条による改正の第2条第2項は、都市計画税における課税標準となるべき価格の特例につきまして、一部廃止されたもの等について改正するものでございます。

附則につきましては、地方税法附則の追加や削除に伴う項ずれの改正であります。

第2条及び第3条は、附則第14項につきまして、地方税法附則の追加等による改正でございます。

附則の第1項につきましては、施行期日でございます。

なお、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律につきましては、条例公布の際には法律番号が未定でございましたので空欄となっております。当法律につきましては5月30日に公布され、法律番号第49号に決定されております。

附則第2項、第3項、第4項につきましては、それぞれの適用区分でございます。

議案第129号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

今回の主な改正点は、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、75歳以上の人が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した場合等の緩和措置の規定の追加が主なものでございます。

3ページの4行目をお願いいたします。

第6条の2につきましては、医療分の世帯別平等割額1万4,400円に対しまして、制度創設時の後期高齢者、または制度創設後に75歳に到達する人が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯となる世帯を特定世帯と規定いたしまして、5年間、2分の1の7,200円とするものでございます。

第6条の5につきましては、後期高齢者支援金分等の規定でございます。医療分と同様な緩和措置を規定するものでございます。

3ページの下2行目から4ページにかかりますが、第11条は、保険税の減額規定でございます。

減額対象世帯のうち、特定世帯に対する軽減額を規定するものでございます。

第11条第1項第1号イは、医療分の7割減額の規定でございます。

イは医療分の特定世帯以外の世帯で1万800円、特定世帯につきましては5,490円を減額するものとしてございます。

4ページをお願いいたします。

エにつきましては、後期高齢者支援金分等の7割減額の規定でございます。

以下、第2号につきましては、5割減額分でございます。第3号につきましては、2割減額分でございます。

5ページをお願いいたします。第11条第3項は、2割減額について、今まで申請書を提出しなければならぬとしておりましたが、7割、5割減額と同様、職権で減額することにしたもので、この項を削除するものでございます。

第14条第1項につきましては、減免の規定でございます。

被用者保険加入の75歳に到達した人が、後期高齢者医療制度に移行することによりまして、その被扶養者であった人は国民健康保険に加入することになります。そして国民健康保険の保険税が賦課されることになります。その際、65歳以上の人につきましては、2年間、所要の減免をすることとしております。

5ページの下から6行目から6ページにかけての附則第11項以下は、特定世帯等が規定されたことによる文言の修正、及び経過措置が廃止されたことによる整理でございます。

附則第1条は施行期日、第2条は適用区分を定めたものでございます。

次に、議案第130号、合併に伴う糸魚川市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

国民健康保険税医療分課税額につきましては、合併協定におきまして5年間の不均一課税とすることとされておりますことから、当該条例を定めております。

糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例におきまして、後期高齢者医療制度の創設に伴う緩和措置を規定いたしましたので、本条例につきましても改正するものでございます。

3ページをお願いいたします。

第2条第1項の表におきまして、合併前の能生町の区域、及び合併前の青海町の区域の特定世帯のそれぞれの税率、及び世帯平等割の減額について加えたものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日及び適用区分を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしました。

いと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

新保議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第127号、専決処分の承認を求めることについてであります。市税条例の一部を改正する条例であります。

公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収であります。65歳以上の方の市民税を年金から天引きするものであります。本人の意向を踏まえたものではありませんし、個人の裁量を狭めるものであります。

上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例であります。上場株式の譲渡損失と配当等との損益通算の仕組みを設けております。分離課税で損益通算の上限は設けておりませんので、株で損をしても配当と一緒に計算することにより、富む人たちへの優遇措置を広げることになるものであります。

幾つかの案件を含んでおりますけれども、総体として見た場合、反対であります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第127号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第128号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第129号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第130号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8．議案第131号から同第134号まで、議案第136号及び同第137号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第131号から同第134号まで、議案第136号及び同第137号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第131号は、一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてであります。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、広く人材を求めることを可能にするため、必要な事項を定めたいものであります。

議案第132号は、男女共同参画推進委員会条例の制定についてでありまして、糸魚川市男女共同参画推進委員会を設置し、当市における男女共同参画社会の形成を推進するため、必要な事項を定めたいものであります。

議案第133号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

男女共同参画推進委員会の設置に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第134号は、職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてでありまして、地方公

務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児のため短時間勤務制度等を導入するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第136号は、契約の締結についてでありまして、美山陸上競技場の改修工事の工事請負契約を締結したいものであります。

契約金額は3億2,865万円で、契約の相手方は、猪又建設株式会社であります。工期は、契約の日から平成21年3月31日までの間で、第3種公認陸上競技場の公認期間更新のため、不等沈下防止等の工事を行うものであります。

議案第137号は、財産の取得についてでありまして、給食調理環境の向上を目的といたしました能生学校給食センターの改築に伴い、必要となる厨房機器を購入いたしたいものであります。

取得予定価格は7,455万円で、契約の相手方は、株式会社謙信堂糸魚川支店であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務財政常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第138号、議案第139号及び同第141号

+

議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、議案第138号、議案第139号及び同第141号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第138号及び議案第139号は、市道の廃止及び認定でありまして、議案第138号は、旭桜木線など市道2路線の廃止について、議案第139号は、能生中学校南線など市道7路線の認定について、それぞれ議会の議決をお願いいたしたいものであります。

次に、議案第141号は、平成20年度の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、総額を50億8,790万円といたしております。

歳出の主なものは、補助対象基準の緩和により、市単独事業の汚水枝線築造事業から補助対象の汚水幹線築造事業へ移行したいものであります。

また、歳入では、それぞれ所定の特定財源を補正したほか、所要の一般財源については、一般会

計から繰入金を充当いたしました。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第135号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、議案第135号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第135号は、医師養成資金貸与条例の制定についてであります。

市内の病院に従事しようとする医学生に対し医師養成資金を貸与するため、必要な事項を定めるものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第11．議案第140号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第11、議案第140号、平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第140号は、平成20年度の一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億9,383万円を追加し、総額を263億8,803万円といたしております。

歳出の主なものは、2款、総務費では、新エネルギー導入支援事業、及び補助事業採択に伴うコミュニティ活動活性化支援事業で補助金を追加いたしております。

3款、民生費では、糸魚川居宅介護支援事業で職員出向負担金の追加。

6款、農林水産業費では、補助事業の内示によりそれぞれ事業費を追加いたしております。

7款、商工費では、商店街近代化共同施設設置補助金を追加し、8款、土木費では、用地測量業務と国庫補助の内示などによる道路新設改良事業を追加いたしております。

10款、教育費では、小中学校の備品購入費を追加し、11款、災害復旧費では、親不知漁港の風浪災害に伴う沖防波堤の設置のため、現年災害復旧事業の追加をいたしております。

歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を補正いたしたほか、所要の一般財源については前年度の繰越金を充当いたしました。

なお、地方債の補正につきましては、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

おわびをいたしまして、訂正をさせていただきます。

議案第140号の総額を263億「883万円」を「8,803万円」と申し上げました。金額をご訂正いただきたいと思います。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第12．請願第2号及び同第3号並びに陳情第6号から同第8号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第12、請願第2号及び同第3号並びに陳情第6号から同第8号までを一括議題といたします。

す。

本定例会において本日受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第2号及び同第3号並びに陳情第6号は、建設産業常任委員会に、陳情第7号及び同第8号は、文教民生常任委員会に付託いたします。

13時まで暫時休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第13．発議第6号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第13、発議第6号、糸魚川市議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

それでは発議第6号、糸魚川市議会議員定数条例の制定についてをご説明申し上げます。

地方自治法第91条第1項の規定により、糸魚川市議会議員の定数を26人とする条例の制定をいたしたいものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行日以後、初めてその期日が告示される一般選挙から適用するものであります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひ

ます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第6号、糸魚川市議会議員定数条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時04分 散会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+

+